

【別表１】脆弱性評価結果

【目次】

目標 1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1
目標 2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	7
目標 3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	10
目標 4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	11
目標 5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を 機能不全に陥らせない	12
目標 6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、 上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を 図る	14
目標 7	制御不能な二次災害を発生させない	17
目標 8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる 条件を整備する	19

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 地震等による建物・交通施設等（1-2 の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 町内の住宅の耐震化率は、約 83%（H30）と全国平均約 87%（H30）に比べ遅れており、耐震化を早急に進める必要がある。

（町営住宅の老朽化対策）

- 町営住宅の耐震性はすべて満たしているが、今後も計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する必要がある。

（緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。また、老朽化した防犯灯等が倒壊し道路を塞ぐ恐れがあることから、防犯灯等の耐震対策をする。
（1-2 にも記載）

（空き家対策）

- 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため「高畠町空き家等対策計画」に添って、県と連携して総合的な空き家対策を推進する必要がある。

（家具の転倒防止対策）

- 近年発生した大規模地震では、家屋の倒壊によるもののほか、住宅におけるタンス等の家具の転倒により多くの死傷者が出ていることから、家具の転倒防止対策を推進する必要がある。

（緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する必要がある。
（2-1, 2-5, 8-4 にも記載）

（大規模盛土造成地対策）

- 町内に大規模盛土造成地は存在しないが、新たな土地開発行為等に一定の制限を設ける必要がある。
（1-2 にも記載）

（避難場所の指定、耐震化・設備整備）

- 指定収容避難所が設定されているが、災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定を行うとともに、避難所の機能強化に向け耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取り組みを推進する必要がある。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、特に医療的ケアが必要な方々等、災害が起こった時に避難行動や避難生活において配慮が必要となる方の安全を確保する必要がある。

≪現状指標≫

- ・住宅の耐震化率 83% (H30) (1-2 にも記載)

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(庁舎等の耐震化・維持管理等)

- 高島町公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。
(3-1 にも記載)

(被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策)

- 被害発生危険性の高い地域（洪水浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域、断層帯上）内に立地する防災対策拠点など公共施設については、災害発生時にその機能を維持できなくなるおそれがあることから、対策を講じる必要がある。

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化)

- 多数の者が利用する公立病院の建築物については、耐震化が完了している。
- 災害時に地域住民の避難所としての役割も担っている公立学校施設全体の耐震化は完了しているが、老朽化した施設については、整備を図る必要がある。
- 公民館等の社会教育施設は避難所の指定を受けているものも多いが、未耐震化の施設について、耐震診断を実施するとともに、診断結果に基づく対応を促進する必要がある。
- 社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化とともに老朽化した施設については、助成制度を活用しながら計画的な整備を促進する。また、スプリンクラーの設置等により、安全性の確保を図る必要がある。

(都市公園施設の整備・維持管理並びに老朽化対策)

- 都市公園については「高島町公園施設長寿命化計画」に基づき、避難場所・仮設住宅の設置等にも対応できるよう、老朽化対策並びに計画的な維持管理・更新を行う。

(事業所・店舗における棚等の転倒防止対策)

- 近年発生した大規模地震では、建屋の倒壊によるもののほか、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒により多くの死傷者が出ていることから、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する必要がある。

(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進)

- 救急救援活動等に必要緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。
(1-1 にも記載)

(大規模盛土造成地対策の推進)

- 地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、県と連携し変動予測調査を実施するとともに、調査結果を公表するなど、町民に情報提供していく必要がある。

(1-1 にも記載)

《現状指標》

- ・住宅の耐震化率 83% (H30) (1-1 にも記載)

1-3) 異常気象等による広域的な住宅地等への浸水

(洪水ハザードマップ〈町防災マップ〉の更新)

- 洪水時の浸水想定区域を予め住民に周知するため、国、県が指定する洪水浸水想定区域図を基に、洪水ハザードマップ(町防災マップ)を随時更新する必要がある。

(避難指示等の具体的な発令基準の策定と周知)

- 洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難に資するため、対象河川すべてに係る避難指示等の具体的な発令基準を策定するとともに、町民への周知を促進する必要がある。

(迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報の提供)

- 避難、水防活動等の迅速な対応に繋がる河川の水位や気象情報等を的確に町民に向けて発信する必要がある。

(1-6 にも記載)

[国、県、町]《危機管理》

(タイムラインの運用)

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン(事前防災行動計画)の運用により、被害の最小化を図る必要がある。

(都市部における内水浸水対策)

- 近年、局地的な大雨(いわゆるゲリラ豪雨)の頻発により、道路冠水等の内水氾濫のリスクが増大していることから、内水氾濫時の被害を軽減するため、内水ハザードマップの作成を推進する必要がある。

《現状指標》

- ・中小河川の浸水想定に対応した洪水ハザードマップ(町防災マップ)への改訂 県で区域未指定(R6)

1-4) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

（土砂災害に対する警戒避難体制の整備）

- 土砂災害ハザードマップの作成、土砂災害を想定した避難訓練などを進める必要がある。

（土砂災害に係る避難指示等の発令基準の策定）

- 土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難指示等の具体的な発令基準の町民への周知を今以上に促進する必要がある。

《現状指標》

- ・新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」公表（令和7年1月山形県）
- ・土砂災害に係る避難指示等の具体的な発令基準の策定と周知 未策定

1-5) 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

（暴風雪時における的確な道路管理の推進）

- 暴風雪時において「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」に基づき、豪雪災害時の情報連絡や緊急確保路線、機械配置等の計画により、迅速かつ的確な道路管理を図る必要がある。また、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により、早期に交通路を確保する必要がある。

（道路の防雪施設の整備）

- 各道路管理者（国、県、町）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する必要がある。

（道路の除雪体制等の確保）

- 安定的な除雪体制を確保する上で、各道路管理者（国、県、町）は、豪雪等の異常気象時には、情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の担い手不足や人材育成、除雪機械の老朽化などの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要となっている。

（雪下ろし事故を防止するための注意喚起）

- 雪下ろし中の転落事故が後を絶たないことから、今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う必要がある。

（豪雪災害時の災害救助法の適用）

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災

害への対応を図る必要がある。

「現状指標」

- ・雪害に関する人身被害発生数 死者 1 名 (R2)

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(災害時における住民への情報伝達)

- 災害時には、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する必要があり、その手段として同報系防災行政無線を整備している。さらに、災害情報を伝達する場合、複数の手段を活用することで、より確実に住民への情報伝達が可能となることから、情報伝達手段の多重化を促進する必要がある。(4-2 にも記載)

(迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報の提供)

- 避難、水防活動等の迅速な対応に繋がる河川の水位や気象情報等を的確に町民に向けて発信する必要がある。(1-3 にも記載)

(自主防災組織の育成強化等)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠である。その重要な役割を担う自主防災の組織率は、全国平均を上回っているが、引き続き町内全集落で組織化されるよう促進する必要がある。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であることから、防災に関する研修会や訓練の実施、資機材の整備等により活動の活性化を促進する必要がある。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促す必要がある。(2-3, 4-2, 8-3 にも記載)

(防災教育の充実)

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、町づくり出前講座や研修会、チラシ、町ホームページなどで防災知識の普及啓発に取り組んでいるが、引き続き、啓発内容の充実等を図る必要がある。

(防災訓練の充実)

- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、引き続き、より多くの町民の参加による実践的な訓練に取り組む必要がある。

(災害時の要配慮者支援の促進)

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿を適宜更新するとともに、個別避難計画を作成するとともに、その実効性を確保する必要がある。
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を促す必要がある。

≪現状指標≫

- ・戸別受信機の無貸与が必要な方への無償貸与実施率 100% (R6)
- ・自主防災組織率 98.6% (R6) (2-3, 4-2, 8-3 にも記載)
- ・自主防災組織活動率 89.6% (R5) (2-3, 4-2, 8-3 にも記載)
- ・防災訓練参加者数 600 人 (R1)
- ・男女共同参画の視点に立った防災事業の実施回数 年 1 回 (R6)
- ・避難行動要支援者名簿の更新頻度 年 1 回 (R6)
- ・個別避難計画の作成率 100% (R6)
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画作成率 100% (R4)

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(食料等の備蓄)

- 家庭における備蓄については、町民に対して3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。
- 町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備)

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う必要がある。
- 大規模災害時における、被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、他の自治体との相互応援協定を締結しているが、実効性の面に課題がある。このため、応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時受援計画」を策定する必要がある。
(3-1 にも記載)

(「道の駅」の防災拠点化の推進)

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を図る必要がある。

(水道施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- 災害に強い強靱な水道を構築するために、水道施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に推進する必要がある。
(6-2 にも記載)

(応急給水体制などの整備)

- 給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材の整備を進める必要がある。
- 災害時相互応援協定に基づき、各種関係事業者と応急給水体制の連携強化を進める必要がある。
(6-2 にも記載)

(緊急輸送道路等の確保)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する必要がある。
(1-1, 2-5, 8-4 にも記載)

(災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備)

- NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する必要がある。

《現状指標》

- ・「災害時受援計画」の策定 未策定 (R5) (3-1 にも記載)
- ・水道の基幹管路の耐震化率 21.6% (R6) (6-2 にも記載)

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保)

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて確実な通信手段を確保するため、非常用通信設備の整備を促進する必要がある。
- 孤立危険性のある集落において、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所の確保を進める必要がある。
- 孤立危険性のある集落の状況を把握するため、内閣府が5年に1度調査(「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査」)を行っているが、その間の状況も引き続き把握する必要がある。

(孤立集落アクセスルートの確保)

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する必要がある。

《現状指標》

- ・孤立危険性のある集落(金原新田、蛭沢、入蛭沢、海上小倉)

2-3) 自衛隊、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(自衛隊との連携強化)

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。

(消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- 災害時に防災拠点となる消防関係施設の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設を計画的に更新が必要である。

(大規模災害時の消防力の確保)

- 大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、緊急消防援助隊など専門部隊の災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及び装備品の充実を図る必要がある。

(緊急消防援助隊派遣時の県内消防力の低下防止)

- 他県で発生する大規模災害時に本県の緊急消防援助隊を派遣することになった場合でも、県内の災害に対応すべき消防力が低下しないよう措置する必要がある。

(自主防災組織の育成強化)

- 大規模災害発生時には、広域支援の遅れや不足が生じることも想定されることから、その間の防災活動を担う自主防災組織の組織化と活動の活性化をより一層促進する。
(1-6, 4-2, 8-3 にも記載)

≪目標指標≫

- ・ 消防ポンプ庫の耐震化率 45.2% (R6) (3-1 にも記載)
- ・ 自主防災組織率 98.6% (R6) (1-6, 4-2, 8-3 にも記載)
- ・ 自主防災組織活動率 89.6% (R5) (1-6, 4-2, 8-3 にも記載)

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保)

- 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や病院等への燃料供給が滞らないように石油関係団体と協定を締結しており、引き続き、優先的に供給する緊急車両や病院等の重要施設の範囲の拡大や具体的な実施方法の確認を行い、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等へ供給する燃料を確保する必要がある。
(3-1 にも記載)

(医療機関での非常時対応体制)

- 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療提供体制の確保を図る必要がある。

(透析医療機関での非常時対応体制)

- 透析患者は週3回程度の透析治療が必要であり、患者数は年々増加傾向にある。透析医療を実施している医療機関においては、災害発生時においても自家発電装置及び貯水槽の整備により透析治療を提供できる体制の確保している。

（公立高島病院での非常時対応体制の維持）

- 公立高島病院で自家発電設備を備え、3日分以上の燃料を備蓄しており、今後とも、災害が発生した場合にも町民に対し安全な医療を提供するため、当該備蓄を常時維持する必要がある。

《現状指標》

- ・ 燃料供給協定先との連携確認及び訓練の定期的な実施 総合防災訓練への参加（R5）

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

（ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実）

- 運航実績が年々増加しているドクターヘリについては、絶えず出動要請基準の見直しや症例検討会による事後検証等を実施し、安全かつ円滑な運航の確保に努めている。災害発生時を含めた救急医療体制の一層の充実を図るため、冬季間も使用可能なランデブーポイントの確保などを推進する必要がある。

（医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進）

- 病院や高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を指導しており、引き続き周知を図る必要がある。

（災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備）

- 各社会福祉施設の防災対策について、定期的な監査等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行うとともに、福祉版DMATにあたる災害派遣福祉チームの創設など、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築していく必要がある。

（緊急輸送道路等の確保）

- 救急救援活動等に必要の緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する必要がある。
（1-1, 2-1, 8-4 にも記載）

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（防疫対策の推進）

- 災害時における感染症の発生防止のためには、消毒や害虫駆除等速やかな感染症予防対策の実施が重要であるため、平時からその重要性について普及啓発を行う必要がある。さらに、基本的対策として、平時から定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える必要がある。
- 避難所における感染症のまん延防止には、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットの徹底が有効であり、さらに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生を確保する必要がある。
- 災害時の感染症の拡大防止を図るため、消毒ポイントの設置及び消毒ポイントにおける消毒作業を円滑に実施するための、国道や高速道路管理者との道路占用等の手続き調整や、消毒資機材等確保に係る

支援を行う必要がある。

《現状指標》

- ・予防接種法に基づく麻しん・風しんワクチン（第2期）の接種率 91.4%（R5）
- ・予防接種法に基づく四種混合ワクチン（破傷風を含む）接種率 71.3%（R5）

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 町内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（庁舎等の維持管理等）

- 高畠町公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。
（1-2 にも記載）

（業務継続に必要な体制の整備）

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に高畠町地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、町民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「高畠町業務継続計画」を策定し、業務継続に必要な体制整備を進めていく必要がある。

（IT部門における業務継続体制の整備）

- 町の基幹系業務システムは、自治体クラウドを導入しているが、データセンターの活用など情報システムの機能維持のための取組みを促進する必要がある。

（災害時に防災拠点となる庁舎の耐震化の推進）

- 災害時に防災拠点となる庁舎の耐震化を一層促進する必要がある。

（大規模災害時における広域連携の推進）

- 大規模災害時における、被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、他の自治体との相互応援協定を締結しているが、実効性の面に課題がある。このため、応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時受援計画」を策定する必要がある。（2-1 にも記載）

（緊急車両に供給する燃料の確保）

- 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や病院等への燃料供給が滞らないように石油関係団体と協定を締結しており、引き続き、優先的に供給する緊急車両や病院等の重要施設の範囲の拡大や具体的な実施方法の確認を行い、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等へ供給する燃料を確保する必要がある。
（2-4 にも記載）

≪現状指標≫

- ・「災害時受援計画」の策定 未策定（R5）（2-1にも記載）
- ・「情報システムの業務継続計画（ICT-BCP）」の策定 未策定（R5）
- ・庁舎等町有建物の耐震化率 0%（R2）
- ・消防ポンプ庫の耐震化率 45.2%（R6）（2-3にも記載）
- ・その他の町有建物の耐震化率 83%（R2）

目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

（情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備）

- 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備や衛星データ通信設備などの代替通信設備の整備を促進する必要がある。

≪現状指標≫

- ・NTT東日本とのレジリエンス強化推進に関する連携協定（R5）
- ・情報通信事業者の総合防災訓練への参加 1社（R6）

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

（災害情報伝達手段の確保）

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも町民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム（Lアラート※）、緊急速報メール※の活用を促進する。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る必要がある。

※Lアラート … 災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの。

※緊急速報メール … 気象庁が配信する「緊急地震速報」「津波警報」および「特別警報」、国・地方公共団体が配信する「災害・避難情報」などを対象エリアにいる携帯電話に一斉配信されるもの。

（災害時における住民等への情報伝達体制の強化）

- 災害時の住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等における業務継続計画（BCP）や災害対応マニュアルの策定、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を推進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を促進する必要がある。

（災害時における住民への情報伝達の強化）

- 災害時には、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する必要があり、その手段として同報系防災行政無線を整備している。さらに、災害情報を伝達する場合、複数の手段を活用することで、より確実に住民への情報伝達が可能となることから、情報伝達手段の多重化を促進する必要がある。（1-6 にも記載）

（自主防災組織の育成強化）

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠である。その重要な役割を担う自主防災の組織率は、全国平均を上回っているが、引き続き町内全集落で組織化されるよう促進する必要がある。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であることから、防災に関する研修会や訓練の実施、資機材の整備等により活動の活性化を促進する必要がある。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促す必要がある。（1-6, 2-3, 8-3 にも記載）

《現状指標》

- ・ 同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムの保守整備 保守点検を毎年実施（7-1 にも記載）
- ・ 情報伝達手段の多重化の促進 災害情報伝達手段 4 種類（R6）（7-1 にも記載）
- ・ 自主防災組織率 98.6%（R6）（1-6, 2-3, 8-3 にも記載）
- ・ 自主防災組織活動率 89.6%（R5）（1-6, 2-3, 8-3 にも記載）

目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞

（企業の事業継続計画（BCP）の策定促進）

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、町内企業におけるBCP策定を促進する必要がある。

（リスク分散を重視した企業誘致等）

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本県への移転、誘致に向けた取組みを推進する必要がある。

《現状指標》

- ・ 町内企業の事業継続計画（BCP）策定率 未調査（R6）

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(エネルギー供給事業者との連絡)

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者との連絡体制を強化する必要がある。
(6-1にも記載)

＜現状指標＞

- ・ 燃料供給協定先との連携確認及び訓練の実施 総合防災訓練への参加 毎年継続

5-3) 基幹的交通ネットワークの機能停止

(高速道路及び地域高規格道路等の整備)

- 本県の高速道路について、供用率は全国と比べ低い水準にとどまっており、加えて、高速道路網が途切れている区間（ミッシングリンク）も存在するなど、整備が大幅に遅れている状況にある。
大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、県内外を結ぶ高速道路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路、県境道路等を早急に整備する必要がある。
- 被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路や、追加インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備を進める必要がある。
(6-4, 8-4にも記載)

(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策)

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。
(6-4にも記載)

(奥羽新幹線の整備)

- 東日本大震災を教訓として、東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の重要性が再認識されており、その中でも、定時性、速達性、大量輸送性に優れた整備新幹線は、高速交通ネットワークの基軸として期待されているが、本県にはまだ整備新幹線が整備されていない。日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するためにも、フル規格の奥羽新幹線整備の早期に実現する必要がある。
(8-4にも記載)

(鉄道施設の耐震化・防災対策)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を図る必要がある。
- 災害発生時、鉄道事業者においては鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間、代行バスを運行するなど、鉄道利用者の利便性を確保する必要がある。

(6-4、8-4 にも記載)

(地方航空ネットワークの維持・拡大)

- 山形空港は、東日本大震災直後に多くの臨時旅客便や防災ヘリを受け入れ、被災地への救済物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、本県空港を含めた地方空港の機能強化や路線の維持・拡大を図る必要がある。
(8-4 にも記載)

5-4) 食料等の安定供給の停滞

(災害時における生鮮食料品の安定供給)

- 卸売市場について、災害時でも生鮮食料品等を安定供給するため、防災性に配慮した施設整備を進めるとともに、平時から、災害時における電気・水・燃料の確保対策や危機管理対応マニュアルの整備、卸売市場間の連携等の対策を講じる必要がある。また、市場開設者、卸売業者、仲卸業者等は、事業継続計画（BCP）の策定等を通じて、災害時においても業務を継続できるような体制の確立を図る必要がある。

(食料生産基盤の整備)

- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する必要がある。

(有害鳥獣対策)

- 農作物を安定的に生産するため、農地等の鳥獣被害による地域の荒廃を防止する必要がある。
(7-3 にも記載)

≪現状指標≫

- ・有害鳥獣の捕獲数 年 1,705 頭 (R6) (7-3 にも記載)

目標 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

(エネルギー供給事業者との連絡)

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を

実施し、事業者との連絡体制を強化する必要がある。

(5-2 にも記載)

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 令和4年度において、県内発電所の供給電力量は県内消費電力量比で約8割となっており、残りの2割は県外からの融通電力になっている。

生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するためには、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大を図る必要がある。

また、災害リスクに対応し、エネルギーの安定した供給基盤を構築していくためには、太陽光やバイオマス、中小水力、地中熱などそれぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制（エリア供給システム）を整備するとともに、家庭、事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進していく必要がある。

《現状指標》

- ・ 町有施設への再生可能エネルギー設備の導入 42.8% (H26)

6-2) 上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化・老朽化対策)

- 災害に強い強靱な水道を構築するために、水道施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に推進する必要がある。

(2-1 にも記載)

(農業水利施設の耐震化・老朽化対策)

- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する必要がある。

(応急給水体制などの整備)

- 給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材の整備を進める必要がある。

- 災害時相互応援協定に基づき、各種関係事業者と応急給水体制の連携強化を進める必要がある。

(2-1 にも記載)

《現状指標》

- ・ 水道の基幹管路の耐震化率 21.6% (R6) (2-1 にも記載)

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道に係る業務継続計画（BCP）策定・施設耐震化等の推進)

- より実効性のある下水道BCP及び下水道施設のストックマネジメント計画の策定を推進する。また、下水道施設のストックマネジメント計画等に基づく老朽化対策を着実に進める必要がある。

(農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進)

- 汚水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する必要がある。

(合併処理浄化槽への転換)

- 高畠町生活排水処理基本計画を着実に推進し、単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する。

≪現状指標≫

- ・ストックマネジメント計画の策定率 100.0%(R3)
- ・重要施設における下水道管路の耐震化 2%(R5)
- ・合併処理浄化槽の普及率(対人口) 13.0%(R6)

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

(高速道路及び地域高規格道路等の整備)

- 本県の高速道路について、供用率は全国と比べ低い水準にとどまっており、加えて、高速道路網が途切れている区間(ミッシングリンク)も存在するなど、整備が大幅に遅れている状況にある。
大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、県内外を結ぶ高速道路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路、県境道路等を早急に整備する必要がある。
- 被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路や、追加インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備を進める必要がある。(5-3, 8-4 にも記載)

(鉄道施設の耐震化・防災対策)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を図る必要がある。
- 災害発生時、鉄道事業者においては鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間、代行バスを運行するなど、鉄道利用者の利便性を確保する必要がある。
(5-3, 8-4 にも記載)

(路線バス等地域公共交通の確保)

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなどの臨機応変な運行を行い、地域公共交通を確保する必要がある。

(農道施設の耐震化・長寿命化対策)

- 農道として管理している農道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基

づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する必要がある。

（道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策）

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。
（5-3 にも記載）

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

（ため池の耐震化・ハザードマップ作成）

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う必要がある。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を行う必要がある。

（治山施設等の土砂災害対策）

- 山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。
（7-3 にも記載）

（土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備）

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制を整備する必要がある。

《現状指標》

- ・ 防災重点ため池（14 か所）のため池ハザードマップの作成 完了（R1）
- ・ 同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムの保守整備 保守点検を毎年実施（4-2 にも記載）
- ・ 情報伝達手段の多重化の促進 災害情報伝達手段 4 種類（R6）→6 種類（R11）（4-2 にも記載）

7-2) 有害物質の大規模拡散・流出

（危険物施設の耐震化の促進）

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の危険物施設の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する必要がある。

(NBC災害対策用資機材の充実)

- NBC災害時に消防士の安全を確保しつつ効果的な消防活動を行うため、消防本部におけるNBC災害対策用資機材の充実を図る必要がある。
 - ※ NBC災害 … 核 (nuclear)、生物 (biological)、化学物質 (chemical) による特殊災害のことをいい、事故からテロリズム、事件まで幅広い事象が含まれる。地下鉄サリン事件や東京電力福島第一原子力発電所事故などもこれに含まれる。

(有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施)

- 化学剤等の拡散・流出を想定した防災訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出の場合における対処能力の向上を図る必要がある。

≪現状指標≫

- ・耐震基準に適合しない危険物施設 無し (R6)
- ・化学剤等の拡散、流出を想定した防災訓練等の実施 未実施 (R6)

7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地・農業用施設、林道整備等の保全管理の推進)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行い利用する水路、農道、林道等の保全管理や長寿命化、耐震化対策等を推進する。

(有害鳥獣対策)

- 農地の荒廃による被害の拡大を防止するため、鳥獣被害による荒廃を防止する必要がある。(5-4にも記載)

(治山施設等の土砂災害対策)

- 山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。(7-1にも記載)

≪現状指標≫

- ・農地・農業用施設等を農家や地域住民が共同で保全管理する活動面積のカバー率 65.8% (R6)
- ・有害鳥獣の捕獲数 年 1,705 頭 (R6) (7-3にも記載)

7-4) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信)

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより地理的

な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、観光地に関する定期的な情報発信を行うなど、平時から関係機関等との連携を図る。

＜＜現状指標＞＞

- ・災害発生時における被害情報の周知体制の確立

目標 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の推進)

- 環境省の「災害廃棄物対策指針」と「高畠町災害廃棄物処理計画」を踏まえ、処理施設と連携した災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る必要がある。

＜＜現状指標＞＞

- ・「高畠町災害廃棄物処理計画」の策定 (R1)

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(建設関係団体との連携)

- 町では、各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る必要がある。

(復旧・復興を担う人材の育成)

- 道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）を育成するため、各種建設関係団体と行政が連携した取り組みを行う必要がある。
- 災害時に道路啓開等を担う建設業界において、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る必要がある。

＜＜現状指標＞＞

- ・協定団体と連携した防災訓練の実施（毎年）

8-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域コミュニティの維持)

- 大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を講じることが不可欠となる。特に「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展等により、今後その維持が困難となることが懸念されることから、平時から活力ある地域づくりを促進する必要がある。

(自主防災組織の育成強化等)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠である。その重要な役割を担う自主防災の組織率は、全国平均を上回っているが、引き続き町内全集落で組織化されるよう促進する必要がある。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であることから、防災に関する研修会や訓練の実施、資機材の整備等により活動の活性化を促進する必要がある。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促す必要がある。
(1-6, 2-3, 4-2 にも記載)

(被災者生活再建支援制度の拡充)

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であるが、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進める必要がある。

＜現状指標＞

- ・ 自主防災組織率 98.6% (R6) (1-6, 2-3, 4-2 にも記載)
- ・ 自主防災組織活動率 89.6% (R5) (1-6, 2-3, 4-2 にも記載)

8-4) 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(鉄道施設の耐震化・防災対策)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を図る必要がある。
- 災害発生時、鉄道事業者においては鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間、代行バスを運行するなど、鉄道利用者の利便性を確保する必要がある。
(5-3, 6-4 にも記載)

(奥羽新幹線の整備)

- 東日本大震災を教訓として、東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の重要性が再認識されており、その中でも、定時性、速達性、大量輸送性に優れた整備新幹線は、高速交通ネットワークの基軸として期待されているが、本県にはまだ整備新幹線が整備されていない。日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するためにも、フル規格の奥羽新幹線整備の早期

に実現する必要がある。

(5-3 にも記載)

(高速道路及び地域高規格道路等の整備)

- 本県の高速道路について、供用率は全国と比べ低い水準にとどまっており、加えて、高速道路網が途切れている区間（ミッシングリンク）も存在するなど、整備が大幅に遅れている状況にある。
大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、県内外を結ぶ高速道路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路、県境道路等を早急に整備する必要がある。
- 被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路や、追加インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備を進める必要がある。
(5-3, 6-4 にも記載)

(地方航空ネットワークの維持・拡大)

- 山形空港は、東日本大震災直後に多くの臨時旅客便や防災ヘリを受け入れ、被災地への救済物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、本県空港を含めた地方空港の機能強化や路線の維持・拡大を図る必要がある。(5-3 にも記載)

(緊急輸送道路等の確保)

- 救急救援活動等に必要の緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する必要がある。
(1-1, 2-1, 2-5 にも記載)

(迅速な復興に資する地籍調査)

- 土地境界の明確化を図る地籍調査は、被災後の迅速な復旧・復興に資するものであるため、町の計画に応じて推進する必要がある。

≪現状指標≫

- ・ 地籍調査の進捗率 27.2% (R5)